

女性活躍推進法、労働施策総合推進法及び育児・介護休業法に基づく情報の公表について

1. 女性活躍推進法

(1)女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

①採用した労働者に占める女性労働者の割合(*1)	【総合職社員】42.9% 【エリア職社員】85%
②男女の賃金の差異	全労働者 86.3%
	うち正規雇用労働者 90.5%
	うち非正規雇用労働者 139.3%
	【対 象 期 間】2025年4月1日～2026年3月31日 【賃 金】基本給、超過勤務手当、技能手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く 【正 規 雇 用】総合職社員及びエリア職社員、当社から他社への出向者を含み、他社から当社への出向者は除く 【非正規雇用】テンポラリースタッフ、嘱託社員 【補 足 説 明】正規雇用労働者においては、男性に上位の役職に就く社員の割合が多く、女性に関しては短時間労働を選択する社員が多いため賃金格差が生じていると思われる。
③女性管理職比率	28.6%

*1：2025年度実績

(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女別の育児休業取得率(*2)	【女性】正規雇用労働者：100%/非正規雇用労働者：対象者なし 【男性】正規雇用労働者：対象者なし/非正規雇用労働者：対象者なし
-----------------	---

*2：2025年度実績

2. 労働施策総合推進法

正規雇用労働者の中途採用比率(*3)	2023年度	64%
	2024年度	41%
	2025年度	49%

*3：2025年度実績

3. 育児・介護休業法

男性労働者における育児休業等の取得状況

育児休業等の取得割合(*4)	対象者なし
育児休業等と育児目的休暇の取得割合	対象者なし

*4：2025年度実績